

# 森林経営管理制度及び森林環境税等 に関する国提示資料

## < 森林経営管理制度について（国の取扱い） >

### 【考え方】

国は、森林経営管理制度における森林経営管理権集積計画の対象について、次のように整理している。

### 【参考】

「森林経営管理制度に係る事務の手引」(平成30年12月林野庁計画課)より

#### ○経営管理集積計画を定める森林

- ①森林所有者が経営管理を行っている森林
- ②都道府県又は市町村が所有している公有林
- ③健全な育成のために伐採等の施業を行う必要性の低い天然林

については、経営管理権集積計画の対象とはなりません。

なお、地域の実情に応じ、公有林や天然林、竹林等の一部を経営管理権集積計画の対象とすることも可能です。（具体的には、財産区、人為による施業が必要な天然林等。）

#### ○森林経営管理制度に係る事務に関するQ&A

##### 【経営管理権集積計画の作成等について】

Q: 生産森林組合の所有森林は経営管理権の設定の対象となるのか。

A: 原則として森林経営管理制度の対象となる森林所有者として扱うべきではないと考えます。地域の実情により、やむを得ず市町村に委託するとしても、解散又は認可地縁団体等への組織変更後、市町村に経営管理を委託することが望ましいです。

## < 森林環境税及び森林環境譲与税について（国の取扱い） >

### 【考え方】

国は、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の税の仕組みについて次のように整理している。

### 【参考】

「森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)Q&A」(平成30年1月11日現在)より

### 【税の仕組みについて】

Q: 私有林人工林面積には、水源林造成事業地、県行造林地、財産区有林などは含まれるのか。

A: 私有林人工林には、県行造林地、財産区有林は含まれません。また、私有林であっても水源林造成事業地のほか、林業公社等森林整備法人、独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人の所管といった公的の関与のある森林は含まれません。